

議案第129号

京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり、京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

京丹後市長 中山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市浅茂川温泉静の里 京丹後市網野温泉プール	京丹後市網野町浅茂川1449番地 京丹後市網野町浅茂川1427番地	京丹後市峰山町新町115番地 静の里繁荣会共同企業体	「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」を 「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

令和3年度 浅茂川温泉静の里調査及び改修方針等検討業務委託結果概要

1 施設概要

施設名	プール棟	旧温泉棟	新温泉棟
施工年度	昭和56年	昭和59年3月	平成10年12月
建物構造・規模	RC造・一部S造	RC造	RC造
階層	地上1階	地下1階、地上2階	地下1階、地上2階
延床面積	1,224.53㎡	467.6㎡	1,760.91㎡

2 評価基準

・構造体調査

鉄筋腐食度、コンクリートの圧縮強度、中性化深さ、目視調査にて評価

・仕上材・設備関連調査

劣化状況において、目視、打診、聴診、動作確認、赤外線調査等により判断

A：修繕及び更新の必要性は低く、日常の維持保全で管理するもの。（10年以内に対応が必要）

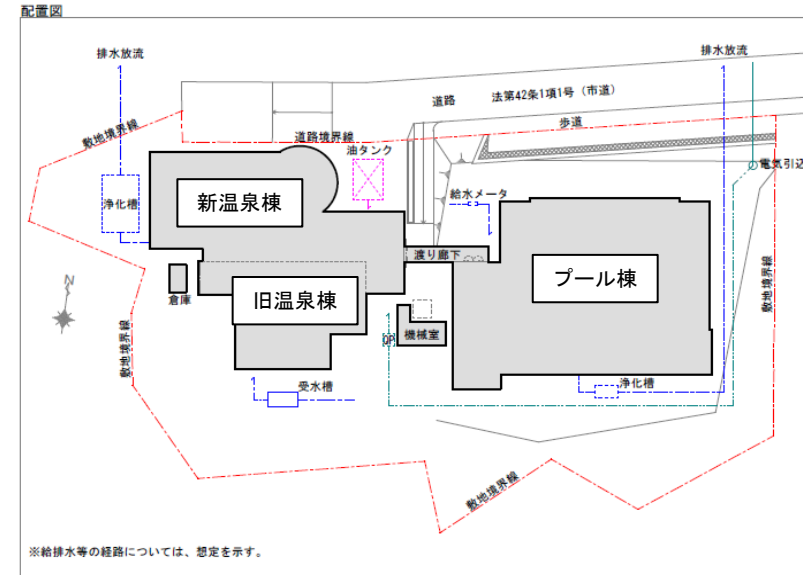
B：早期の修繕及び更新の必要性は低いが、維持保全管理の中で、劣化部分について定期的な経過観察が必要なもの。（5年以内に対応が必要）

C：現時点で重大な事故等につながらないが、今後利用し続けるためには、早期の修繕、更新の必要性が高いもの。（3年以内に対応が必要）

D：安全上、構造上問題があり、早期に対応する必要がある。

3 調査結果

	プール棟（築43年）	旧温泉棟（築40年）	新温泉棟（築26年）
構造体	築80年以上 （残年数：37年）	築65年未満 （残年数：25年）	築65年未満 （残年数：39年）
耐震	旧耐震	新耐震	新耐震
仕上	C	B	B
外壁	B	B	B
設備	D	D	D



## 「浅茂川温泉静の里」に係る検討状況等について

## 1 施設の状況

- 施設の老朽化に伴い、5年間（H30～R4）で42,794千円の修繕を実施。
- 主な設備等の不具合（現状）
  - 新温泉棟天井漏水、プールエアコン改修、プール屋上防水工事等
- 泉源湧出量：供用開始時（平成7年） 2700/min  
令和元年度時 560/min（79%減）
- 利用者：平成15年度（ピーク時） 201,953人  
令和4年度（直近） 54,379人（73.1%減）
- 指定管理料：令和4年度 35,410千円
- チップボイラーの処分制限期間：令和11年度まで

## 2 検討（3年間）の経過

## (1) 令和3年：施設改修等の調査業務を実施

## 【調査結果】

新温泉棟、旧温泉棟、プール棟とも、『躯体』については劣化が見られるものの現状での稼働が見込める。『設備類』は、ほぼ全面的な改修が必要。加えて、プール棟は「新耐震基準適合工事」も必要。改修工事の概算費用は、次のとおり。

- ① 原状復帰の改修 23.0億円
- ② 解体のみ 5.7億円
- ③ 解体＋同規模施設新設 26.8億円
- ④ 解体＋温泉のみ新築 21.7億円
- ⑤ 解体＋プールのみ新築 11.9億円

## (2) 令和4年度：第4次観光振興計画の策定

計画策定の中で、「市内に雨天時等に立ち寄ることのできる観光拠点やランチができる食事処が不足」という課題認識のもと、「味わう×体験する観光の推進」、「食事処・土産物店の充実」等の基本戦略を掲げている。上記の結果も踏まえ施設存続が難しい状況の中で、こうした戦略に基づくハード施設の候補として、浅茂川温泉の活用も選択肢の一つとして位置づけ。

## (3) 令和5年度：高速延伸に係る調査業務の実施（建設部）

上記(1)～(2)も踏まえ、高速延伸に伴う休憩施設等整備の選択肢の一つとして浅茂川温泉の活用も検討。具体的には、休憩施設等の施設機能・規模の設定、住民のニーズ把握・整理、整備方針の検討等を行っているところ。

## 3 関係者意見聞き取り

関係者からの主な意見については下記のとおりであり、指定管理期間を2年間延長することについては了承。

- ✓ コストパフォーマンスを考えると現状維持は現実的ではないこと
- ✓ 更なる検討のために2年間の期間を設けること  
(主な意見)
  - ・民間の温泉施設もある中、数十億の税を投入し存続する合理性はあるか。住民福祉目的なら、1～2億円規模の施設建設で良いのではないか。
  - ・観光目的なら、車での来訪が多いので、市内の他の温泉で代替可能。

<聞き取り先>

網野区長連絡協議会、浅茂川観光協会、小浜観光協会、観光公社、プール占用利用事業者

## 4 3年間の検討結果（結論）

## 【3年間の検討結果】

- 原状復帰の工事費は多額であることや、市内に7つの外湯温泉があることなどから、行政が現状の規模の施設の継続・維持することは困難であるため、「規模縮小」、「用途変更」、「廃止」等のあらゆる方向性について再検討をする。
- また、用途変更及び廃止の検討に当たっては、第4次観光振興計画や高速延伸に係る休憩所整備の調査結果を踏まえることとする。

## 5 今後のスケジュール（予定）

- ① R6年1月～8月・・・観光立市推進会議等で「施設の方向性」を検討
- ② R6年9月頃・・・「施設の方向性」の取りまとめ予定
- ③ R6年12月頃・・・検討結果に基づき所要経費（基本構想策定費等）を予算要求
- ④ R7年度末・・・現施設の運営終了
- ⑤ R8年度当初予算・・・施設整備等に向けた所要経費を予算計上

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 12 月 定例会

議案の 件 名	議案第129号 京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期 間の変更について	政策等 の区分	計画 ・ <b>事業</b> ・ 条例 その他 ( )
------------	--	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市浅茂川温泉静の里は、施設の老朽化が著しいことから、令和3年度に点検調査を行い、その調査結果を踏まえ今後の施設の改修等を検討することとして、令和3年度から令和5年度までの3年間の指定管理期間で、施設の管理運営を行っている。 今般、調査の結果に加え、現在市内には7つの外湯温泉があること、また、第4次京丹後市観光振興計画や高速延伸に係る休憩所整備の調査結果等も考慮しつつ、施設の今後について「規模縮小」、「用途変更」、「廃止」なども含め、あらゆる方向性について更なる検討を行うために、令和6年4月1日からの2年間、指定管理期間を延長変更することとして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																		
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6~R7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>71,606</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>71,606</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R6~R7						71,606					71,606
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源													
R6~R7																			
71,606					71,606														
<<政策等の必要性>> 本施設は、平成18年以降、民間ノウハウを活用したサービスの向上と管理経費の縮減等を目的に指定管理者制度による運営管理を実施しており、現在の指定管理期間は令和6年3月末までとなっているところ。 こうした中、施設の今後の在り方を更に検討する令和8年3月31日までの2年間については、利用者の利便性を損なうことなく、効率的に施設の設置目的を維持・確保する必要があることから、これまで8年間の施設運営ノウハウをもち、本施設の実態を熟知する現指定管理者で施設の管理運営を継続する。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 延長変更する期間は、施設の再検討に要する最短、かつ、期間中のランニングコストを最小限とする2年間とし、利用者の安全を確保したうえで、必要最小限の運営管理を行うこととする。																		
<<提案に至るまでの経緯>> R5.11.8 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会	<<総合計画等の整合>> <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #ffe0b2;">4</td> <td>滞在型観光・スポーツ観光の促進</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td>第4次京丹後市観光振興計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>令和5年度~令和9年度</td> </tr> </table>	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進	計画名称	第4次京丹後市観光振興計画	策定年度	令和4年度	計画期間	令和5年度~令和9年度									
総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進																	
計画名称	第4次京丹後市観光振興計画																		
策定年度	令和4年度																		
計画期間	令和5年度~令和9年度																		
<<政策等の実施時期>> 指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。	<table border="1"> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料(有の場合は、その名称)</th> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>観光振興課</td> <td>有 <b>無</b></td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	商工観光部	観光振興課	有 <b>無</b>												
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																	
商工観光部	観光振興課	有 <b>無</b>																	

## 別紙

議案第129号 京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間の変更についてに対する修正案

議案第129号 京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間の変更についてを次のように修正する。  
指定の期間中「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

議案第129号

京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり、京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

京丹後市長 中山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市浅茂川温泉静の里 京丹後市網野温泉プール	京丹後市網野町浅茂川1449番地 京丹後市網野町浅茂川1427番地	京丹後市峰山町新町115番地 静の里繁栄会共同企業体	「令和3年4月1日から令和6年 3月31日まで」を 7 「令和3年4月1日から令和 <del>8</del> 年 3月31日まで」に変更する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、京丹後市浅茂川温泉静の里の指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるものである。